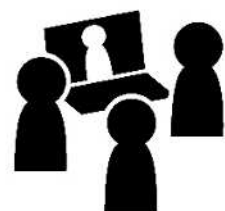


令和3年度（令和2年度分）

定期監査結果報告書

（事務監査）



令和3年8月31日

篠栗町監査委員

目 次

監査の概要	1
監査の結果	2
第1 勧告	2
第2 指導	2
第3 意見	5
〔共通事項〕	5
〔各課〕	11
1. 総 務 課	11
2. 財 政 課	12
3. ま ち づ く り 課	14
4. 税 務 課 ・ 収 納 課	16
5. 住 民 課	18
6. 健 康 課	19
7. 福 祉 課	21
8. 産 業 観 光 課	23
9. 都 市 整 備 課	25
10. 上 下 水 道 課	26
11. 学校教育課 (幼稚園・小学校・中学校)	27
12. こ ども 育 成 課	30
13. 社 会 教 育 課	32

監査の概要

1 監査等の目的

篠栗町監査基準の規定により、事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的とする。

2 監査等の種類

定期事務監査（財務監査、行政監査）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく監査

3 監査等の対象

（1）令和2年度及び監査実施日までに執行した事務事業

（2）監査対象の課

総務課 財政課 まちづくり課 税務課 収納課 住民課 健康課
福祉課 産業観光課 都市整備課 上下水道課
学校教育課（幼稚園・小学校・中学校） こども育成課 社会教育課

4 監査等の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的（より少ない費用で実施すること）、効率的（同じ費用でより大きな成果を得ること、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ること）かつ効果的（所期の目的を達成していること、又は、効果を挙げていること）に行われているか。

5 監査等の実施内容

各課の監査資料等の精査及び事業内容等についてヒアリングを実施

6 監査等の実施時期

令和3年6月22日～8月31日

7 監査等の結果

2ページ以降掲載

監査の結果

第1 勧告

一般会計、特別会計及び企業会計において、勧告事項はありません。

第2 指導

1 請求書の不備について（学校教育課、全課）

請求書等の日付が空欄、そもそも日付の欄がない、職員が明らかに日付を記入したようなものが散見される。

支払の遅延等を防止するため、実務の知恵から生まれたものかもしれないが、文書に公務員が手を加えることは変造行為とみなされ、最悪の場合、刑法第156条（虚偽公文書作成等）に抵触するリスクを抱えることになる。

そのため、業者に日付を書くように促したり、再度請求書を提出させたりするなど時間がかかったとしても職員が手を加えないような文書の処理体制を構築されたい。

【刑法】 抜粋

（虚偽公文書作成等）
第156条 公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、前2条の例による。

※前2条とは、刑法第154条（詔書偽造等）及び155条（公文書偽造等）を指し、空欄の請求書に都合のよい日付を記入する場合「3年以下の懲役又は20万円以下の罰金」に処せられる。

第6 対価の支払時期について

相手方の給付に対する対価の支払時期については、法第6条に規定するところであるが

- 1 「適法な支払請求書」とは、法令、契約、又は慣習により添付すべき書類を添付したものであることを要するが、それは、受理のときにおいて形式的に整備されておれば足りるのである。
- 2 「受理」とは、単なる到達を指すものではなく相手方の支払請求書が到達し国において、これを処理し得る状態におくことをいうのであるが、この到達が所定の執務時間内であれば当然受理すべきであり、その日は、計算上1日に参入される。なお、支払請求書受理の日時は、将来事故発生の場合の紛争点となり、これが立証を要することも予想せられるにつき予め請求書送付箇所を約定するとともに、当該機関における請求書受理者を定め、受理簿を設け又は受理請求書に受理日附印を押捺する等請求書受理後の経過を明瞭ならしめるよう措置すべきである。

2 契約書等の印紙の消印について（全課）

町が保管する契約書等について、収入印紙が貼付されているが、その収入印紙に町長印での消印がなされているものがある。

そもそも町が作成する文書は、課税対象とならない。収入印紙を消印するのは課税文書の作成者であり、町が消印することはない。

したがって、今後は、町が収入印紙に消印することがないように注意されたい。

【印紙税法】 抜粋

（納税義務者）

第3条 別表第1の課税物件の欄に掲げる文書のうち、第5条の規定により印紙税を課さないものとされる文書以外の文書（以下「課税文書」という。）の作成者は、その作成した課税文書につき、印紙税を納める義務がある。

2 1の課税文書を2以上の者が共同して作成した場合には、当該2以上の者は、その作成した課税文書につき、連帯して印紙税を納める義務がある。

（非課税文書）

第5条 別表第1の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

1 別表第1の非課税物件の欄に掲げる文書

2 国、地方公共団体又は別表第2に掲げる者が作成した文書

3 別表第3の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの

（印紙による納付等）

第8条 課税文書の作成者は、次条から第12条までの規定の適用を受ける場合を除き、当該課税文書に課されるべき印紙税に相当する金額の印紙（以下「相当印紙」という。）を、当該課税文書の作成の時までに、当該課税文書にはり付ける方法により、印紙税を納付しなければならない。

2 課税文書の作成者は、前項の規定により当該課税文書に印紙をはり付ける場合には、政令で定めるところにより、当該課税文書と印紙の彩紋とにかけ、判明に印紙を消さなければならない。

第2 意見

[共通事項]

1 仕事の業務量に応じた職員の適正配置について

現在、町の業務実施のための主な人員は、正規職員、会計年度任用職員、再任用職員及び包括業務委託に区分され、人件費、業務内容、任用期間、処遇などが異なっている。

効果的な事務の執行のためには、正規職員が担うべき業務を明確にし、その他の職員が担うべき業務を改めて整理して、それぞれの職の特性、メリット・デメリットを十分に理解したうえで、最適な執行体制、人員配置を検討されたい。

<正規職員（任期の定めのない常勤職員）>

正規職員が取り扱う業務は、「個々の具体的な事例に即して判断されるべきものであるが、典型的には、組織の管理・運営自体に関する業務や、財産の差押え、許認可といった権力的な業務等」が考えられる。

それ以外の業務は、会計年度任用職員や包括業務委託職員などに置き換えることが可能であると考えられるが、長期的な行政のあるべき姿を考え、正規職員が担うべき業務を検討し、整理する必要がある。

また、正規職員は、組織の管理・運営、政策の立案等の業務を担うことになるため、業務の現場を知っておくことが重要となり、新入職員などは、会計年度任用職員や包括業務委託職員が担うような業務も行いながら、能力を高めていくことも必要である。

<会計年度任用職員>

会計年度任用職員が取り扱うことが可能な業務は、「典型的には、組織の管理・運営自体に関する業務や、財産の差押え、許認可といった権力的な業務」以外の業務となる。

行革の視点からは、正規職員との業務の区別が可能で、業務全体の質が保たれるのであれば、正規職員の業務を会計年度任用職員の業務に置き換えていくことは効果的であるとする。

また、正規職員と会計年度任用職員とは、給与や処遇面が異なるため、業務内容の違いを合理的に説明できるよう配慮する必要もある。

<再任用職員>

再任用職員は、正規職員と同様の業務を取り扱うことが可能である。如何にこれまでの経験等を生かし、十分に能力を発揮して働くことができるか検討していくことが重要であると考えます。

<包括業務委託について>

包括業務委託は、請負契約であるので、委託業者従業員に対し直接指揮命令が行えない。このため、例えば小中学校の先生の補助を行うような業務については、直接指揮命令が可能な会計年度任用職員等での雇用が適切と考えられる。検討されたい。

また、この契約では、本来は消費税等が課税されない給与等を委託料に含めているため、直接雇用と比較して管理費、消費税等の負担が増えている。

しかし、直接雇用についても、総務課の事務等が煩雑になり、かえって財政負担が増えることも考えられるので、会計年度任用職員で雇用するのか包括業務委託で雇用するのかについては、メリット、デメリットを十分検討して適切な雇用形態を選択されたい。

2 時間外勤務、年次有給休暇取得及び育児休暇取得の状況について

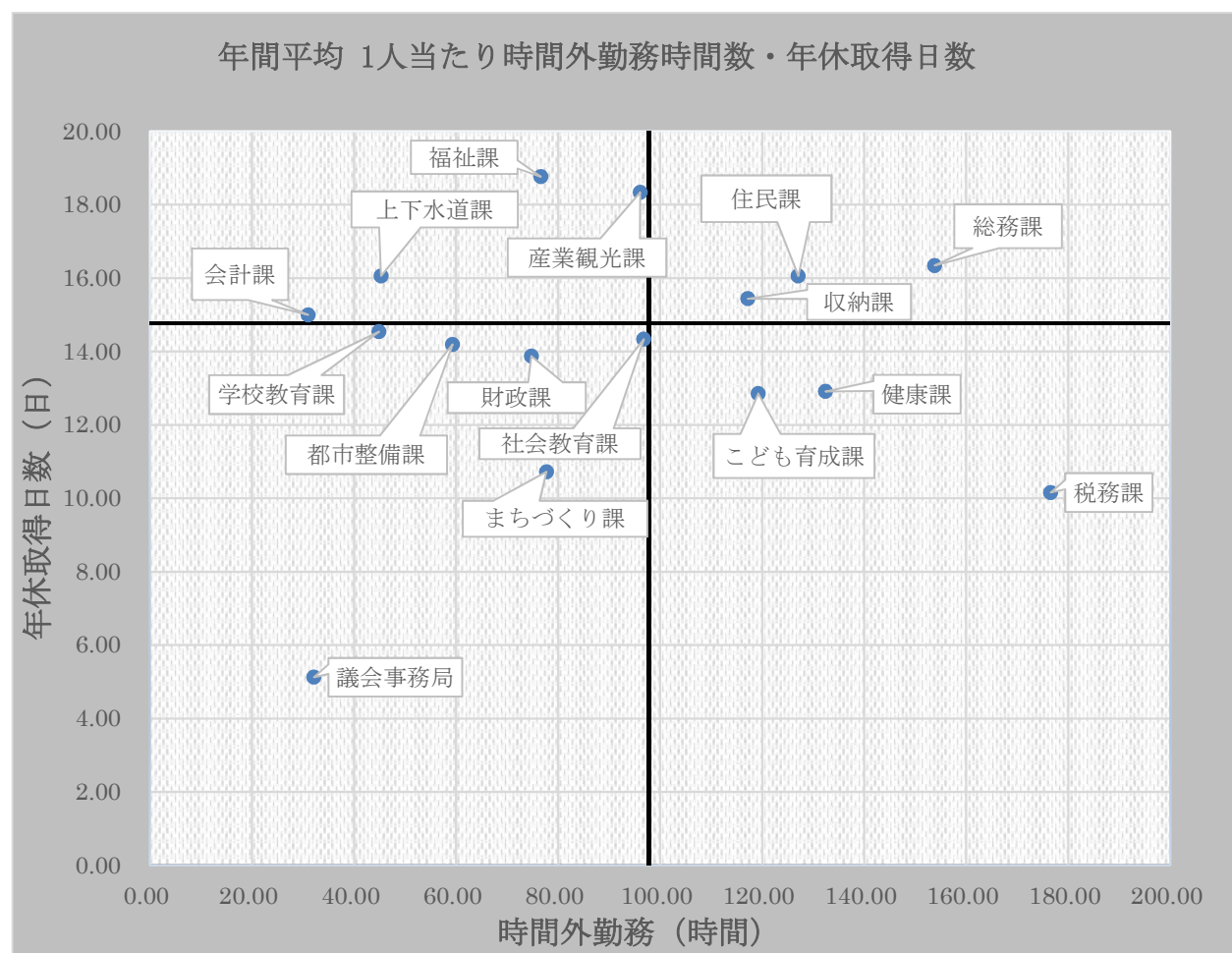
令和2年度の各課の年間平均1人当たり（管理職、育児休業者を除く職員112人分を集計）時間外勤務時間数及び年休取得日数は、次の散布図のとおりである。

あくまでも参考ではあるが、課によってばらつきがあるので、時間外勤務を減らし、年次有給休暇を取得しやすい環境整備に努められたい。

また、育児休業の取得を促進するための制度改革を行う「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」が令和3年6月に成立、公布された。

同法には、男性の育休取得を促すため、子の出生直後に現行よりも柔軟に取得できる休業制度（出生時育児休業）の創設や、事業主に対して育休を取得しやすい職場環境を義務づける改正などが盛り込まれている。今後、順次施行される予定である。

このため、町においても男性の育児休業を取得しやすい環境整備に努められたい。因みに、令和2年度における男性の育児休暇の取得状況は、1人のみで7日である。



3 準公金の適正な取扱い（総務課、関係課）

準公金（篠栗町財務規則によらず職員が職務として取り扱う金銭）については、平成30年度は調査票（36件）による聞きとり調査を、また、令和元年度はこれに加えて抽出による帳票類の確認を行い、令和2年度は必要に応じて各課から聞き取りした結果、一部の取扱事務について注意すべき事項があったので、今年度はその点の改善を確認した。

その結果、学校教育課の各小中学校の補助金交付において、代表者の氏名が学校長個人になっており、個人が学校長に委任をして学校長の口座に振り込むという事務処理がなされているので、代表者の名前を学校長以外の方にするように改善をされたい。これ以外の準公金の取扱いについては、適切に処理されていることを確認した。今後も適切な処理を行われたい。

4 電子化、IT化の推進と検証（財政課、全課）

電子化やIT化は、効率的な行政運営と町民へのサービスの向上に資するものであるので、次の項目について課題や費用対効果等を検証し、また、インターネットにアクセスが出来づらい高齢者などへの配慮もしながら、推進していかれたい。

<マイナンバーカードの利活用について>

マイナンバーカードを自治体の業務に活用する場合は、「ICチップ」部分を利用するが、マイナンバーカードの中の「マイナンバー」部分は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により利用は、社会保障・税・災害対策分野の事務手続きに制限されている。

一方、ICチップに標準搭載されている「電子証明書」や、それ以外の部分である「空き領域」については、自治体や民間で活用することが可能とされている。

マイナンバーカードの空き領域を活用し、行政手続きの利便性を向上させることが住民サービスの向上に繋がるものと考える。

<窓口手続きの簡略化>

マイナンバーカードを利用して、転出入の手続き、各種証明書発行及び各課での申請手続き等について簡略化を図る。

これにより手書きが困難な方の助けになるだけでなく、複数の申請を行う際に同じことを何回も書くという住民の手間を省くことができるなど、住民の利便性の向上に繋がるものと考える。

<スマート申請（証明書のオンライン申請）>

スマート申請は、各種証明書の交付申請などの手続きを、スマートフォンとマイナンバーカードを使用して本人確認を行い、交付手数料をクレジットカードで支払うことによりオンライン上で申請が完結できるサービスで、申請受付後、郵送で証明書を送付するものである。

5 オアシス篠栗送迎バスの地域交通手段としての活用（健康課、福祉課、都市整備課、まちづくり課）

現在、バス2台、4コースを運行しているが、現行経費の中で最大対応をされているため、バス停の増設やコース変更については、難しいと考える。

バスの利用者は、一定数いるが、多くの方が利用できる環境にはなっていない。

このため、今後ともバス運行を継続するのであれば、運行体制の検討、利便性の向上、利用者から運賃を徴収する等、担当各課で十分協議され方向性を示されたい。

6 地域施策の方針（総務課、まちづくり課、社会教育課、関係課）

防災、子育て、福祉、生活道路等の維持補修など、地域住民にかかわる施策の多くは、地域住民の協力が欠かせないため、区を通じて行われている。

しかし、区や子ども会・育成会への住民の参加意識が低下し、加入者が減少してきている。また、その役員も、行事や各課からの要請などにより多忙で、なかなか引き受ける者が見つからない状況にある。

このため、区の地縁団体としての機能が低下しており、区を通じての施策効果も下がってきているように思われる。

一方、地縁によらずに、同好者で行うスポーツや文化活動、社会活動などへ参加する住民は一定程度あるように思われる。

このような中、社会教育課では、社会教育委員等が中心になって立ち上げた「篠栗小学校区づくり実行委員会」など、小学校区毎の組織の活動を支援し、小学校を核とした地域コミュニティづくりを推進している。

しかし、地域コミュニティの基本的な区域は、小学校区は学校を通じて子どもと親はまとまりやすいものの、地縁団体として確立している区であると考えられる。

このため、これらの状況等を踏まえ、区をはじめとする地域コミュニティに対して、令和3年度から地域との情報共有を行うことを目的として係長以下の職員を各行政区に2名ずつ派遣、地域コミュニティには地域学校協働活動推進委員を配置していることから、今後どのように向き合い、また、地域にかかわる施策を展開する上で区や地域コミュニティをどのように位置づけていくのかを検討されたい。

7 予算の流用（予備費充用を含む）について（財政課、全課）

現在、歳出予算に不足が生じ予算を流用する場合、流用科目に残額が生じてはいけないと思慮し、円単位で予算を流用している。

しかし、歳出予算の流用に関する金額の単位については、現行法上明文の規定がないため、法律的には円単位で流用しても違法ではないが、歳出予算の流用は、実質的に予算の執行科目の補正という形で行われるものであることを考えると、特に「円単位」による流用を必要とする場合を除いては、原則として予算の調製様式に準じ「千円単位」で流用することが望ましいと考えられるので検討されたい。

[各 課]

1 総務課

(1) 危機管理、防災対応の充実

新型コロナウイルス感染症の流行対策として行われた特別定額給付金の支給は、早急に行われたことを評価する。

今後とも、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をはじめ、危機管理にあたっては関係各課とともに的確に行っていきたい。

また、防災・災害対応には、多くの要員の確保が必要となるが、現在は無期雇用の職員と再任用職員で対応しているので、大災害時等には会計年度任用職員や任期付職員も従事できるようにすることも検討されたい。

2 財政課

(1) 中長期財政計画の策定

現在、本町の人口は横ばいないし漸増傾向が予測されている中で、町として将来にわたり自立性を確保し、持続可能な行政経営を実現すべく、一方で、町民の生活や福祉の向上を図るための、町民のニーズに沿った公共サービスの提供は、社会情勢が劇的に変化していくなかで、適切に対応し行政としての役割を果たしていく必要がある。

そのためには、事業の不断の見直し・改善により、限られた財源を効率的・効果的に配分し、町民サービスの充実や投資のための新たな事業の財源を確保していくことが重要になる。

このような中、北地区産業団地進出企業の今後の事業展開、公共施設の老朽化対策等を含めた、長期的な視野に立って限られた財源の効率的な運用を図り、健全な財政運営を行うため、歳入・歳出についての中長期財政計画の策定を早期に取り組みたい。

(2) 電子入札の推進

入札事務については、工事に関し電子入札が行われていることは大いに評価する。

電子入札は、非接触で効率的に入札手続きが進められることから、新型コロナウイルスの感染防止対策として非常に有効である。

また、電子入札は、入札に参加するために自治体への移動時間が省かれ、入札関係書類の発送作業にかかる経費や時間が縮減できるのもメリットの一つである。

更に、入札1件当たりにかかる手間を削減することにより、入札参加機会を増やせると考えられる。

町にとっても、入札参加者が増え、競争性が高まると期待されるので、電子入札できる範囲を物品、役務の提供等へ拡大を検討されたい。

(3) 篠栗町財務書類の早期作成

総務省は、すべての地方公共団体に対して平成27年度からの3年間（やむを得ない場合は5年間）で、統一的な基準による公会計の発主義、複式簿記による財務書類の作成を求めている。

篠栗町では、平成28年度の決算から作成しているが、その報告が、例年、次の年度末の3月になっている。

このため、令和2年度の財務書類が、令和3年8月の令和2年度の歳入歳出決算審査に間に合わず、十分に活かされていない。

この財務書類では、単式簿記の官庁会計では見えづらかった真の収支の状況や資産・負債の増減の把握ができやすくなるなど、多様な財務分析が可能となるので、この早期の報告に努められたい。

なお、この財務書類による分析事例として、各年度の政策的経費をその年度の税金等でまかなえているかを示す基礎的財政収支（プライマリーバランス）は、平成30年度にマイナスへ転じ令和元年度も引き続きマイナスである。これは、北地区産業団地整備の大規模な投資活動を借入金で補っていることを表しており、これは一時的なものと推測され今後はプラスに転じていくことを期待する。

<財務書類（一般会計等）による基礎的財政収支（プライマリーバランス）>

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成元年度
町民 1 人あたりの負債額	221	226	249
基礎的財政収支（プライマリーバランス）	328,215	▲307,242	▲387,984

（単位：千円）

基礎的財政収支＝業務活動収支（支払利息支出を除く）＋投資活動収支

Column

※基礎的財政収支（プライマリーバランス）とは

簡単に言うと「収入と支出のバランス」の話です。社会保障や公共事業に代表されるような行政が行うサービスにかかる経費を、税金等で賄えているかどうかを示しています。

<プライマリーバランスが黒字化する意味>

プライマリーバランスが黒字化する＝プラスになる意味は、その年の税収入等で、住民生活に必要な支出がまかなえている状態のことです。

<プライマリーバランスが赤字の場合の意味>

プライマリーバランスが赤字（マイナス）の場合、町債を発行しないと支出をまかなえない状態です。簡単に言うと「町の借金」です。

3 まちづくり課

(1) 篠栗北地区産業団地整備事業用地の分譲、収入の確保

篠栗北地区産業団地整備事業については、財産売却収入他3,243,545千円で歳出事業費3,975,471千円で▲731,926千円となる。令和2年4月末に工事が完了し、都市計画法上の手続きが7月8日に完了し、公告された。令和3年度中には、すべての土地の売買契約・土地の売り払い収入が予定されている。

この造成された事業用地に食品製造企業が進出することにより、固定資産税や法人町民税の増収、雇用機会の拡大などの直接的な効果のほか、ここで行われる事業活動に伴い、町内での消費拡大や人口流入やふるさと納税などの間接的な効果が期待される。

今後は、町財政の安定的な収入の確保に努められたい。

(2) ふるさと納税の更なる推進

令和2年度のふるさと納税寄付額は105,501千円で、前年度32,871千円に比べ3.2倍と大きく増加した。

これは、ポータルサイトの販路を利用し、返礼品を140品に増やしたことなど、まちづくり課による努力の成果と評価する。

しかし、糟屋地区内で比較すると寄付額は最下位であるので、ふるさと納税拡大に向けた全庁的な取り組みが必要である。

今後、篠栗北地区産業団地に進出企業と連携するなど、伸び幅があると考えられるのでふるさと納税額増収に期待する。

国からの地方交付税等が減少するなど、地方自治体は、苦しい財政運営を強いられている状況で、住民サービスを維持するためには「自治体も自ら稼ぐ」という発想が、重要となってきている。

ふるさと納税拡充は、大きな収入源のひとつと考えられる。専従者を配置し、または外部委託も視野に入れ取り組みを拡大することを検討し、さらなる寄付金の増加を目指していかれたい。

<ふるさと納税の実績>

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
件 数	32	55	357	2,893	8,143
寄附金額（千円）	1,003	1,891	5,150	32,871	105,501

<糟屋地区ふるさと納税による寄付金受入額>

団体名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	主な返礼品
	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	
篠栗町	5,150	32,871	105,501	博多和牛、もつ鍋、おでん
古賀市	948,778	891,465	750,645	あまおう、ピエトロ
宇美町	36,393	253,886	680,505	あまおう、博多和牛
志免町	590,516	655,184	796,713	もつ鍋、明太子
須恵町	55,000	23,485	875,646	あまおう、うなぎ
新宮町	2,112,819	2,370,288	3,901,279	あまおう、一口餃子
久山町	74,460	146,245	263,175	茅乃舎だし
粕屋町	86,468	27,549	207,730	おせち

(3) 町の情報発信の取組について

媒体名	発行・更新	備考
広報ささぐり	毎月発行	毎月 10,700部発行
ホームページ	随時更新	アクセス数647,399件
Facebook	随時更新	フォロワー1,177人(8/17現在)
Instagram	随時更新	フォロワー 797人(8/17現在)
㊦ボタン広報誌	随時更新	テレビデータ放送 KBC1ch
LINE	随時更新	友だち数5,896人件(8/17現在)

町からのFB、Instagramに情報発信(特にコロナ関連)によりHPへのアクセスが、前年より283,476件増え647,399件のアクセスがあった。各課のタイムリーな更新の努力の成果と評価する。

また、3年度から始まったKBCテレビでの㊦ボタン情報、LINEの運用開始については、防災、生活情報がタイムリーになり、更なる新情報発信に期待するとともに住民サービスの向上につながると評価する。

今後、各種予約システムの構築など更なる運用拡大を期待する。また、双方向の通信についても検討していきたい。

㊦ボタン広報については、特に高齢者等に対して、テレビのリモコンにある㊦ボタンの操作方法等を周知する必要があると思われる。

4 税務課・収納課

(1) 徴収率の向上について

町税については、令和2年度は前年度に比べて全体では0.62ポイント減少したが糟屋地区内での順位は昨年より2ランク向上し3番目となった。

これは、昨年度から引き続き新型コロナウイルス感染症の流行などの影響もあると考えられる。

また、令和2年度、町税の現年分の徴収率は98.51%と相当に高いが、福岡県内平均は、99.2%であり更なる努力を期待する。

一方、国民健康保険税の現年分の徴収率については、94.84%、滞納分は27.74%となり、前年度と比較して現年分2.06%、滞納分5.07%向上した。大いに評価する。

<町税・国民健康保険税の徴収率の推移>

(単位：%)

区 分		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	対前年度比
町税	現年	98.80	99.12	99.11	98.97	98.51	▲0.46
	滞納	30.99	40.96	38.34	35.25	31.83	▲3.42
	計	95.97	97.25	97.63	97.60	96.98	▲0.62
国民健康 保険税	現年	93.88	95.08	94.89	92.76	94.84	2.08
	滞納	19.60	22.76	18.13	22.67	27.74	5.07
	計	71.12	76.24	78.42	78.67	81.82	3.15

(2) 町税等の口座振替、特別徴収の推進

町税等の収納額は、納付書での窓口払いが一番多い。窓口払いを口座振替等による支払いに切り替えられれば徴収率も確実に向上すると考えられる。

この場合、口座振替の手数料は1件あたり11円で、コンビニ(1件あたり62.7円)やクレジットカード(1件あたり55円)、スマートフォン(1件あたり62.7円)による手数料に比べて安く、毎年、確実に収納されることから、口座振替の推進に努められたい。

ただし、口座振替申込書を利用した従来のやり方では、手続き完了までに時間がかかる等の問題もある。このため、スマートフォンやパソコンを利用して24時間いつでも、どこからでも口座振替の申請ができる『公金収納支援サービス』をすでに導入している自治体もあるので、検討されたい。

また、普通徴収に比べて確実に税の徴収ができる特別徴収も推進されたい。

<令和2年度 町税・国民健康保険税の収納方法>

区 分	収納者（人）		収納額（円）	
	人数	前年比	金額	前年比
窓口	6, 1 8 6	▲ 6 3 6	921, 273, 135	▲31, 735, 672
口座	6, 8 5 0	▲ 1 3 7	863, 664, 643	5, 939, 500
コンビニ	1 1, 0 8 8	▲ 6 5 1	450, 037, 141	19, 941, 397
スマホ	1, 3 0 1	皆増	64, 380, 895	皆増
クレジット	3 8 5	▲ 3 9	25, 464, 600	▲448, 800

(3) 滞納処分

令和2年度の滞納処分については、新型コロナ禍の中、元年度に比べて件数で45件減少したが、徴収額で13, 903千円増加している。この努力を評価する。

しかし、令和3年2月16日から3月5日に行った宇美町・篠栗町・粕屋町合同期間入札公売会（動産）では落札額は0円となっている。

動産の公売会については、これまでも見直し、縮小されてきたが、今後は費用対効果を勘案して実施されたい。

また、債権差押などその他の滞納処分にあたっては、職員の人件費も含めた費用対効果や滞納防止効果を勘案しながら実施されたい。

<滞納処分実施状況>

区 分	令和2年度		対前年比	
	件数	徴収額（円）	件数	徴収額（円）
債権差押	2 3 5	14, 527, 147	▲ 3 6	4, 649, 928
不動産差押	3 2	12, 564, 453	▲ 3	7, 969, 703
搜索（臨戸）	1 2	2, 466, 500	▲ 6	1, 283, 600
債務整理	0	0	0	0
計	2 7 9	29, 558, 100	▲ 4 5	13, 903, 231

<町税の不納欠損額の推移>

区分	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
件数	6 0 4	2 4 0	5 4 0	4 1 9	2 8 5
欠損額（円）	25, 616, 083	9, 368, 256	4, 996, 045	2, 767, 632	6, 302, 081

5 住民課

(1) 特定健康診査の受診率向上

令和2年度の受診率は、34.3%であり、県内順位は44番目である。受診率向上のため、受診勧奨等を実施しているが一定の効果に留まっている。

糟屋地区の特定健診受診率表（令和元年度）

市町名	篠栗町	宇美町	志免町	須恵町	新宮町	久山町	粕屋町	古賀市
受診率	34.3%	34.9%	32.6%	40.1%	33.8%	63.9%	42.1%	33.2%

更なる受診率向上については、受診率の高い自治体の取組状況を精査し効果的な対策を実施されたい。また、特定健診に対しインセンティブが働くような取組も受診率向上対策の一環として検討されたい。

例えば、特定健診受診者に抽選で商品券等を進呈、連続して特定健診を受診した人に、人間ドック等の一部助成を行なう等、お得がいっぱいの特定健診を目指されたい。

このような取り組みの積み重ねが健康寿命の延伸に繋がり、ひいては医療費の縮減になる。

引き続き特定健診の受診率向上に努められたい。

(2) マイナンバーカードの普及について

令和3年8月15日現在のマイナンバーカードの交付率は38.71%

(12,208人)で、令和2年7月の15.5%から大きく向上している。これは休日・夜間も開庁して取り組んでいること。また、新型コロナウイルスワクチンの接種会場でのPR活動などによる成果と、評価する。

マイナンバーカードの交付率を上げるには、マイナンバーカードの空き領域を活用し、行政手続きの利便性を向上させる取り組み必要であると考え。検討されたい。

6 健康課

(1) オアシス篠栗の温浴施設の見直し

自治体による温浴施設は、1990年代に集中的に開設されて、ひとつのブームを迎えていた中、オアシス篠栗の温浴施設も開設された。

現在の入浴料は、330円または230円と低額であり、今後の施設の維持管理費を賄うことは到底できない。

更に利用者の6割は町外者であり、そこに多額の財政負担をするのは、税の使途としては問題があると言わざるを得ない。

開設から20数年が経過し、町民のニーズやコロナ禍での社会経済状況が変化している中で、費用対効果等を勘案し、廃止、他用途への転換を併せて検討されたい。

(2) 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について

ワクチン接種券の配付、申し込みの受付については、年齢を細かく区分しての受付、その後の案内通知等に多少の混乱はあったが適切に行われていた。

また、接種会場内では、対象者が移動することなく、接種に至るまでの一連の流れがスムーズに行われていた。これら进行评估する。

今後とも、新型コロナウイルス感染症に関する窓口としての確に対応するとともに、町民の健康保持に努めていかれたい。

(3) おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）予防接種の費用助成について

令和2年度からおたふくかぜ予防接種の助成を開始したことについて、大いに評価する。(実績3,000円を上限とし、対象者数は335人、支出額1,005千円) おたふくかぜによって起きる難聴は、重い聴力障害が残る場合があるので、これを防ぐにはワクチン接種が極めて重要である。

現在わが国では、おたふくかぜの予防接種は任意であるので、これに助成し、ワクチン接種を推進することは、病気の予防とともに将来の定期接種化(無料)に繋がる可能性があるため、町として積極的に取り組むのは意義がある。

この他のワクチン接種、例えば50歳以上での「带状疱疹」の感染は、治療に長期間を要するため、医療費削減の観点からも費用助成について検討されたい。

(4) 健康診査事業について

日本人の死因の1位は「がん」で、2人に1人が、「がん」にかかり、そして3人に1人が、「がん」で亡くなります。消化器のがんである胃がんと大腸がんが男女とも上位を常に占めている状況です。

令和2年度からの新規事業として胃内視鏡検診（個別検診）の助成を開始したことは、大いに評価する。

現在行われている胃レントゲン検査と便潜血検査でがんを発見することは、内視鏡検査に比べ精度は低くなる。

このため早期発見・予防をするために内視鏡検査を積極的に推進することは、がん治療に係る医療費、死亡による経済損失等を考えれば極めて重要である。

そのため、大腸内視鏡検診（個別検診）についても今後助成を検討されたい。

(5) オアシス篠栗のサテライトオフィスについて

令和3年3月末をもってレストラン業者との委託契約満了に伴い、レストランを閉鎖しその跡をサテライトオフィスに用途変更されたことは評価する。

サテライトオフィスについては、町の健康ステーションになるような企業の進出を大いに期待する。

7 福祉課

(1) 天空会館のあり方

葬祭業界は、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、葬儀の小規模・簡略など葬儀スタイルの変化により売上減に見舞われている。更にコロナ禍が収束してもコロナ前の規模には戻らないという見方も広がっている。

また、家族葬の増加などにより、1階の大・中斎場の利用が減り、2階の小斎場の利用が増えてきているので、使用料収入も大きく減少している。

このため、小斎場を増やしたり、葬儀に付加価値をつける（オンラインを活用したリモート参列、音楽葬等）などの収入減を補う方策を検討されたい。

同時に、民間の葬祭場が整備されている中、篠栗町が公の施設として天空会館を持ち続ける意義は小さくなってきていると考える。

令和2年度においてエアコンの改修を行ったが、屋根などについても劣化が進んでいる。現在の指定管理委託の期限である令和5年度までに、天空会館のあり方を検討し、廃止も含めた方向性を示されたい。

(2) 地域包括支援センター

高齢化率の増に伴い、要支援・要介護の比率が増嵩しているため、引き続き福岡工業大学との連携を深め、介護予防事業の評価分析等を行い、町民へ積極的な情報発信を行っていく必要があると考える。

また、篠栗元気もん情報紙やHPでの介護予防・健康情報の発信や新型コロナウイルス感染防止のため、中止や縮小になった教室の受講者へ必要な資料を送付されていることは評価する。

(3) 社会福祉協議会への補助金

令和2年度はコロナ禍のために、事業、イベント、ボランティア活動は中止または縮小となったため、補助金は昨年より7,438千円減の50,925千円となった。

平成28年4月から栗の子保育園の運営を移譲したが、一時預かり保育が長期にわたり、保育士不足のため実地されていないので、保育士確保及び再開に向け積極的に支援されたい。

(4) 介護予防事業の推進

令和2年度末の要介護（支援）認定率は、15.0%となり福岡県介護保険広域連合粕屋支部内で最も高い数字になっている。

このため原因を精査するとともに、多方面での情報を収集しながら、より効果的な介護予防事業に取り組まれない。

参考までに、飯島勝矢（東京大学高齢社会総合研究機構機構長、未来ビジョン研究センター教授）氏らが行った自立高齢者に対する悉皆調査（49,238人）では、「身体活動（運動習慣）だけを持っている高齢者よりも、運動習慣は持っていないが文化活動と地域活動を習慣的にやっている高齢者の方がフレイル（加齢により心身が老い衰えた状態のこと。）になっている危険度が3分の1であった。」との研究報告もあります。

また、事業参加者からは、一定の利用者負担を徴するとともに、事業参加期間はなるべく短期間とし、同じ人に繰り返し支援するのではなく、多くの人が参加できるようにされたい。

最終的に事業参加後の受け皿として、自主的な活動に結びつけられるように町として積極的に支援されたい。

<要支援認定者数>

(令和3年3月31日現在)

	篠栗町	宇美町	志免町	須恵町	新宮町	久山町	粕屋支部
人口（65歳以上）	7,739	10,426	11,035	7,605	6,286	2,486	45,577
認定者数（人）	1,163	1,439	1,600	1,071	892	369	6,534
認定率（%）	15.0	13.8	14.5	14.1	14.2	14.8	14.3

8 産業観光課

(1) 日田市上津江の町有林について

日田市上津江の町有林83.7haを平成14年度に86,923千円で購入した。
 篠栗町の上水道においては、総配水量2,836千m³のうち福岡地区水道企業団から1,597千m³(構成比56.3%)の供給を受けている。

福岡地区水道企業団では原水の約3分の1を筑後川に依存しているため、この上流域にある日田市の町有林は、篠栗町の水源かん養林としての役割を果たしている。

一方、購入以来19年間で、管理費として75,050千円を支出したが収入は、立木販売代金や補助金による29,485千円となっているので、この差額45,565千円は篠栗町の財政負担となっている。

水源かん養機能を維持していくためには、今後、下刈、除伐、枝打ち、間伐などの管理を継続していく必要がある。

しかし、これらの管理費は、とても将来の立木販売額等でまかなうことは難しい。

このため、森林の持つ水源かん養機能を維持しながら、篠栗町の財政負担を縮減していく方策を検討するとともに、遠隔地のため災害時等の対応に限度があることから売却等を含め様々な方策を検討し実施していきたい。

<日田市町有林 19年間(平成14年度～令和2年度)の収支>

区 分		金 額	内 容
支 出	購入費	87,177,336 円	83.7ha(登記費用含む)
	管理費	75,049,700 円	施業、作業道整備
収入		29,485,093 円	立木販売、補助金
収入－管理費		▲45,564,607 円	

(2) 森林セラピー事業の推進

森林セラピー事業については、一定数の参加者はあるが全体的には、まだ少ないように思われる。このため、セラピー基地を認知してもらうための積極的な情報発信、参加者がまた訪れたいくなるような魅力あるプログラムの実施、ふるさと納税の返礼品にするなど更なる事業推進に取り組まれない。

森林セラピーの参加者の表

年度	町主催		「森の風・篠栗」主催				合 計	
	記念イベント		特別企画		森林セラピーガイド			
H30	1回	97人	20回	282人	53回	499人	74回	878人
R元	1回	73人	21回	210人	60回	677人	82回	960人
R2	0回	0人	14回	230人	31回	266人	45回	496人

(3) プレミアム商品券事業の円滑な推進

町内の取扱店で使えるプレミアム商品券については、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症流行の支援施策として30%の上乗せ率で、1人あたり10万円まで、1億円分を抽選により販売した。

このプレミアム商品券の販売は、町内での消費喚起と、町内の中小事業者への支援となっていると考えられるが、大型店での使用率が60%を占めており、中小事業者への使用率を上げる施策が必要と考える。

更に、購入者の固定化等の問題点も散見されるので、購入者の年代を調査し、案内方法、販売方法、支払方法（クレジットカード他）等幅広い年代の方に購入していただけるような方策を検討されたい。

また、プレミアム商品券を電子化することで、従来の紙による発行と比べて、商工会での発行手続きや加盟店での精算に必要な手続きが効率化できるほか、申込受付箇所の混雑防止など新型コロナウイルスへの対策も可能となるので、併せて検討されたい。

9 都市整備課

(1) 旧塵芥処理場の調査と対応方針の策定等

旧塵芥処理場については、クリーンパーク若杉が整備されるまでの昭和39年度から平成14年度まで稼働していたが、稼働停止から18年以上が経過しても、施設の解体撤去がなされていない。

このため、旧塵芥処理場敷地の内外でのダイオキシン類による汚染の有無や建築物の解体費などを調査、把握し、解体時期や跡地の活用（例えば再生可能エネルギー事業での土地活用）などの対応方針を策定していかれたい。また、環境省所管の解体費用にかかる補助金についても確認のうえ解体撤去を検討されたい。

(2) 道路・側溝・井堰等の整備

道路整備(維持補修)等については、道路パトロールや行政区からの要望書に基づき実施している。

側溝整備では、側溝の耐用年数は20年で、優先順位の高いところより整備している。現在側溝整備計画に基づき千代田・和田両団地の整備を施行しているが、未整備区間が千代田団地552m工事費22,080千円、期間5年を要する。和田団地、高野団地では、未整備区間1,833m、工事費75,200千円で10年の期間が必要である。

当町に年数の経った団地も多数あり、近年雨水による災害が全国的に発生しているので、できる限り迅速な整備の完了を目指されたい。

(3) 公園の管理

コロナ禍による移動制限で昨年より夏場に鳴沢ダム下流河川公園等への訪問者が多く、近隣の方より無法駐車による苦情が多く寄せられ、警備委託をしている。

この公園も含めた鳴沢ダム周辺の公園のあり方を、福岡工業大学の学生からのアイデアを活用し、維持管理費の縮減や「清流公園なるふち平」の利用計画等を早急に検討されたい。

10 上下水道課

(1) 施設設備の計画的な更新

水道事業については、第1浄水場、第2浄水場がそれぞれ昭和44年、49年に整備されてから40年以上が経過し、更新の時期を迎えている。

また、総配水管約102kmのうち耐用年数の40年を超えるものが約25kmあるが、この更新にはこれまでの施工事例から1kmあたり1億円程度がかかるとみられる。

さらに北地区産業団地の操業が始まれば、なおさら安定的な水の供給が不可欠になる。

このため、施設設備の更新計画を策定し、計画的に実施していかれたい。

(2) 上下水道事業の長期的な安定経営

下水道料金は平成29年度に、水道料金は平成31年度にそれぞれ改定し、当面の経営収支の均衡が図られている。

しかし、今後はこれから施設や設備の経年劣化による更新経費の増大が見込まれる。

また、市街化区域の拡大に伴い給水、下水道整備区域が拡大されたため、上下水道の管路を延伸しているため、維持管理費の増加も見込まれる。人口増加が見込めない中、経営環境は厳しさを増していくと思われるので、長期的な経営計画をもって、適正な時期での施設設備の更新や上下水道料金の見直しを行っていかれたい。

(3) 上水道施設の維持管理計画と更新計画

篠栗町新水道ビジョン(平成31年度)国交省指示、水道アセットマネジメント(平成29年度)国交省指示、水質検査計画(令和3年度)など、6種策定計画を基に5年の更新計画を実施している。但し、急な漏水(年間60件以上発生)、施設の故障等で随時見直しを図っている。

水道管老朽率は20%で全国平均の14.8%を大きく上回っている。また、その他の付帯施設についても老朽化が進んでおり計画的な更新を実施されたい。

(4) 水害対策について

平成23年度より、尾仲水路の水害対策を施工し、平成29年度より都市整備課より上下水道課へ移管され、被服工法に変更し令和2年度で計画延長の5割強が概成したので施工を終了した。

今後は大雨等の影響による浸水対策効果を検証し、更なる対応が必要ならば検討していかれたい。

当初の施工法だと1mあたり108万円の単価で、施工完了まで21年の歳月を要し、工事費も10億4千万円の見込みであったが、工法変更により1mあたり563千円で約48%のコスト削減ができたことは評価する。

1 1 学校教育課（幼稚園・小学校・中学校）

（1）3幼稚園の統廃合

令和元年12月に策定した篠栗町行財政改革大綱では、3町立幼稚園を1園に統合し、1園は民営の認定こども園、1園を廃止としている。

このことに沿って令和2年度に町立3幼稚園は勢門幼稚園に統合、北勢門幼稚園は廃止、篠栗幼稚園は民間移譲（認定こども園）することとなった。令和2年度末に移譲先も決定し令和5年度からの民間の事業者が運営開始となる。今後の幼稚園のあり方を見据えると妥当な決断だと評価する。

（2）発達障害等がある子どもへの対応

小中学校の特別支援学級へ通う児童・生徒の数が急激に増加してきている。また、幼稚園、保育園に通う子どもの中にも発達障害等がある子どもが目立つようになってきている。

このため、今後、特別支援学級数の増加も見込まれることから、教室の確保とともに、このような子どもの教育、支援にあたる必要な人員の確保に努められたい。

特に幼稚園は、子どもが集団生活へと踏み出す一歩となり、今後の人生に少なからず影響をもたらすことになる。

子どもの特性に合わせた教育を行うため、療育機関とも連携をとりながら適切な教育に努められたい。

<特別な支援を要する園児、特別支援学級の在籍状況>

（毎年 5月1日現在）

区 分		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
幼稚園 (3園)	園児					49人
	学級数					
小学校 (3校)	児童	69人	89人	116人	151人	167人
	学級数	13	16	20	24	27
中学校 (2校)	生徒	19人	18人	19人	23人	38人
	学級数	4	4	4	4	6
計	園児・児童・生徒	88人	107人	135人	174人	254人
	学級数	17	20	24	28	48

(3) ICT教育について

小中学校については、タブレット端末、電子黒板、インターネットなどの情報通信技術を活用した教育は、ハード面の整備が終わり、活用については、まだ緒についたばかりである。

生徒も教員も、テキストによる文字情報だけでは伝えづらいことを、画像や動画などを使って視覚や聴覚に訴えかける情報によって、楽しみながら効率的な学習を進めることができると考えられる。積極的な活用に努められたい。

しかし、ICT機器に苦手意識を持つ教員もいると考えられるので、授業で使用した資料（電子データ）など情報共有の対応をとり、教員の負担軽減を図られたい。併せて電子黒板の活用は学力向上に非常に効果があると考えられるので、通常教室だけでなく音楽室等の特別教室にも配置されたい。

電子黒板の移動を行えば済むことだが休み時間の短時間では準備が追い付かない。

また、移動時に破損等が推測され現実的には難しい状況と思われるので、整備の方向で検討されたい。

(4) Wi-Fi環境について

タブレット端末を校内一斉に使用すると特にWindowsタブレット端末の接続ができない状況も発生している。不具合が続くと学力向上に寄与するソフトの活用や教員の働き方改革の推進に大きな影響を及ぼす恐れもある。

また、Windows端末のアップデートが校内ではできない難点もあるので早期の原因究明と改善をされたい。

(5) 児童生徒用タブレット端末整備について

公立学校情報機器整備費補助金を活用し、Chromebook 端末計2,859台を各学校に整備されたが、既に導入していたWindows tabletとの混在により現場に混乱が見られるようである。

まだ、活用が始まったばかりで、様子を見ながらいずれの端末を使用しても授業に支障のないように、現場の先生の意見を聞いて対応されたい。

(6) 教師の欠員について

産休育休の代替え教職員の補充が間に合わなく、現教員数で欠員状況を補っている状態が続き、全教職員への負担が大きくなっている。

福岡県全体での教職員不足が問題となっていることでもあるが、県に対して必要な人員の確保を要望されたい。

(7) 不登校の原因と対応について

不登校の原因については、学校、家庭及び心身の問題が考えられるが、不登校の児童・生徒に不適切な指導、対応をすると、問題が長期化する恐れがある。

原因に応じた対応を行うため、適切な人材、必要な人員の確保に努められたい。

<不登校の状況>

(年度末、単位：人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学校	不登校	18	25	12
	不登校傾向	11	40	14
中学校	不登校	55	49	21
	不登校傾向	14	17	14
合計	不登校	73	74	33
	不登校傾向	25	57	28

(令和3年度6月時点)

(8) 就学援助について

この事業は、子育てをしている家庭に対し非常に高い効果があると考えられるので、保護者への周知が行きわたり教育を受けることの環境の向上に寄与していることと判断する。

<就学支援の状況>

(単位：人)

		準要保護者	要保護者	特別支援就学奨励金	入学準備金 事前支給者
平成30年度	小学校	346	34	30	37
	中学校	185	29	4	49
令和元年度	小学校	362	37	52	45
	中学校	181	18	4	66
令和2年度	小学校	361	35	76	58
	中学校	211	16	8	58

12 こども育成課

(1) 待機児童の解消

令和3年4月1日現在の保育園の待機児童数は58人(国の基準値では33人)で、下記のとおり、前年度と比べ半減しているが、まだ多くの待機児童がいる。

篠栗町立篠栗幼稚園を民間移譲し認定こども園として開園準備を進める等により早期の待機児童解消に向け取り組まれたことを評価する。

<未就学児の状況>

(単位：人)

区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
保育園入所A	837	823	837	891	893	
保育園の 待機児童	国基準	21	14	13	72	33
	現状	24	27	30	130	58
幼稚園入所B	319	319	277	269	243	
0～5歳児C	1,881	1,828	1,807	1,801	1,757	
C-(A+B)	725	686	693	641	621	

(注) 待機児童の国基準は、希望の保育園に行けずに待機する者などを除く

待機児童数・保育園入所者は4月1日現在 幼稚園入所者は5月1日現在

(2) 児童館の管理・業務委託について

令和2年度の3児童館の利用者は、58,497人のうち、たけのこ児童館が29,040人と多く手狭のため、勢門小学校PC教室を改修工事し3、4年生を移行させ、児童館の密を避けることができた。

平成元年よりエフコープ生活協同組合へ、3児童館の管理委託業務を移行し、適正な運営がなされている。

児童館での準公金取り扱いもシステム変更されており評価する。

(3) ファミリーサポートセンター

令和2年度より町から篠栗町福祉協議会に事業所を移管し久山町も含め、事業委託契約を締結し一括運営をしている。

令和2年度の活動実績は239件と前年比▲136件と半減している。これはコロナ禍における生活様式の変化で、会員相互が対面することを、回避した等が要因と推測される。

会員の内訳は「まかせて43人」、「どっちも30人」、「おねがい233人」需要と供給のバランスがかけ離れている。子育て世代への活動の啓発や、事業拡大の施策検討をされたい。

(4) 児童虐待について

篠栗町要保護児童対策地域協議会において、児童に関する諸問題の解決に向け児童相談所との連携を密にとり、定期的な情報交換を行い、早期の実態確認に努められたい。更にアセスメントシート等活用し、支援体制の構築を図り見守りを重視されたい。

篠栗町「町民の命を守るささぐりづくり」条例については、今後、具体的な取り組みを検討していかれたい。

※篠栗町要保護児童対策地域協議会の構成

児童福祉機関等	福岡県児童相談所 篠栗町内私立保育園 篠栗町内認定こども園 篠栗町内届出保育施設 民生委員・児童委員 児童所管課
保健医療機関	福岡県粕屋保健福祉事務所 粕屋医師会 母子保健所管課
教育機関	篠栗町立小学校 篠栗町立中学校 篠栗町立幼稚園 学校教育所管課
警察・司法機関	福岡県粕屋警察署 福岡法務局
その他の関係機関等	篠栗町人権擁護委員 福祉所管課 戸籍住民所管課

1 3 社会教育課

(1) 図書館の利用手続きについて

図書館の利用について、インターネットでの蔵書検索は可能であるが、貸出については、図書館での手続きが必要となっている。図書館の開館時間内で手続き出来る人は良いが、出来ない人は、どうしても図書館の利用が進まない。

このため、インターネットでの利用手続きを可能とし、併せて、郵送等で書籍を届けるサービスを提供するなど、利便性を向上させることにより図書館の利用者増を図られたい。

(2) 文化事業等の実施

クリエイト篠栗が主催する講座の内容については、定員割れが生じないように町民ニーズにあったものや幅広い世代を対象としたものとなるようしていかれたい。

また、今般の社会情勢として、SNSの利用は必要不可欠の状況である中、町もまちづくり課をはじめとしSNSでの情報を発信している。シニア世代の情報格差が大きくなるように、あらゆる年齢層に向けた「パソコンやスマートフォンでネットを活用できる講座」等検討されたい。

成人式については、コロナ禍の影響がある中で、企画立案を重ね開催されたと推測される。新成人にとって思い出に残る成人式であったと評価する。

(3) グランドピアノの活用

現在、クリエイト篠栗には、フルコンサートグランドピアノがあるが年間を通じあまり活用されていないようである。せっかくピアノがあるのに演奏する機会が少ないのは残念である。

例えば「ピアノリレーコンサート」、「ピアノ体験事業（ピアノに興味がある町民を対象に普段体験することのできないホールで自由にピアノを弾いてもらう。）」などにより、町の財産であるグランドピアノを積極的に活用することを検討されたい。

また、若干の使用料を負担して頂くことにより、ピアノの調律等の維持管理費を賄うことが可能と考えるので、併せて検討されたい。

(4) かぶとの森公園について

かぶとの森公園内の「芝生広場」には、幼児用遊具を新設したことにより、利用者が増加し、町民（子育て世代）の憩いの場となってきている。

今後、必要に応じて、さらに遊具の増設の検討をされたい。